

くらしの安心情報

情報ファイル NO.193

平成 30 年 8 月 10 日

高校時代の友人から、「簡単に収入を得られるネットワークビジネスの会員にならないか...」と誘われ契約した。解約したいのですが...

相談内容

【相談者 20代 男性】

10日前、高校時代の友人から、「人を紹介するだけで簡単に儲かるネットワークビジネスの話がある。まず化粧品(約50万円)を購入し会員になり、知人を2人紹介するだけで紹介料が入り、すぐに元がとれる。」などと誘われ会員契約をしました。商品代金の支払いのためクレジット契約をしましたが、実際は説明と異なり、なかなか人を紹介できず簡単に儲かりません。解約したいのですが...

対処方法

これは、「ネットワークビジネス(マルチ商法(1))」の相談で、社会経験が少ない若者が遭いやすい消費者トラブルの一つです。身近な友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人などから勧誘されます。友人を勧誘する側になり人間関係を壊すこともあります。また、商品購入代金が手元がない場合は、クレジット契約や消費者金融からの借入を勧められることもあるため、特に注意が必要です。

- ・相談者には、この取引は法律で連鎖販売取引として規制されており、クーリング・オフ期間中(2)なので、販売業者とクレジット業者に書面で通知を出すよう助言しました。
- ・親友や知人から誘われてもうのみにせず、よくわからない契約は勇気を出してきっぱりと断りましょう。楽しく儲かる話はありません。
- ・万一、トラブルにあったら、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

- (1) 商品・サービスを購入して会員になり、次は自分が知人や友人を会員にして購入させるごとにマージンが入る取引形態。扱われる商品・サービスは、健康食品、化粧品、リゾート会員権など様々です。
- (2) 契約書面を受取った日(購入した商品をさらに販売する場合は、商品の引渡し日と契約書面を受けた日のいずれか遅い日)から20日以内であれば、無条件に契約解除できる制度。また、クーリング・オフ期間が過ぎても「中途解約」をすることができ、一定条件で未使用商品を返品できます。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890